

令和2年4月17日

## 新型コロナウイルス感染症関連ニュース Vol.2 (※R2.4.13以降カウント)

※会員専用及び県民向けHPにも掲載しております。

(一社) 島根県歯科医師会

次のとおり情報提供いたします。

この度、政府の緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大したことを受け、島根県内全ての幼稚園、小中高校で休校要請(4月20日～5月6日)が出されました。これは新型コロナウイルスへの感染予防が最大の目的とされております。

この期間、歯科受診・診療を求めて来る生徒もあると思われませんが、先生方におかれましては、まずもって当該生徒の歯科的状況をご確認ご判断のうえ、受診を受け入れるか、休校措置等の諸般の事情を説明し、納得いただいたうえでお断りするかをご判断いただくこととなります。

つきましては、休校措置中を理由に一律には診療を断ることは出来ませんので、よろしく願いいたします。

なお、松江工業高校につきましては、本来の休業期間は4月23日までとなっております。この日までは、健康観察を含めての休校措置と考えられますのでその旨ご説明のうえ、可能な限り受診を控えていただくのが適当と思われま。それ以後の休校期間中は、他の学校と同じ対応をお願いいたたく存じます。

今後、患者が発生し、健康観察のための自宅待機措置を取られた会社等についても、松江工業高校と同様な扱いにてお願いいたします。

上記を踏まえたうえで、緊急時で判断に困られた場合は事務局までご連絡下さい。

### 注意) 応召義務について

新型コロナウイルスに罹患、またはその疑いのある患者に対して、診療を断ることは、応召義務違反とならないとの見解です。疑いとは発熱、咳などの症状から感染を疑う合理的な理由があるケースで、こういった場合は問題ないと思われま。逆に、疑う根拠が乏しければ応召義務が生じると考えられます。

歯科的緊急性と感染拡大防止の両面から十分説明頂き、患者対応をお願いいたたく存じます。

以上